

職員団体との交渉の議事概要(令和6年3月8日)

宮城労働局長は、令和6年3月8日(金)に、全労働省労働組合宮城支部(以下「全労働」という。)と交渉を行いました。今回の交渉の概要は以下のとおりです。

【全労働】

1. 労働行政体制の拡充について

政府の重要施策である「働き方改革」「三位一体の労働市場改革」や新たな総合経済対策などさまざまな施策を担っている労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含め労働行政職員を大幅に増員すること。

2. 賃金・諸手当について

公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善すること。退職給付、一時金及び各種手当を改善すること。

3. 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について

本人の希望に添った多様な働き方を確保するとともに、職員が健康で意欲を持って働き続けられる職場環境の整備に努めること。再任用職員の賃金・一時金について、年金支給開始年齢までの生活水準にふさわしい水準に引き上げること

4. 両立支援制度等の拡充等について

各種休暇や休業制度の拡充、改善を図ること。

5. 公務員宿舎の確保と改善について

必要な公務員宿舎を確保するとともに、経年劣化などにより修繕が必要な宿舎を国が責任を持って把握し、国の負担で修繕等を行うこと。宿舎の間取りや地域事情など異動者が必要とする赴任先の情報を提供すること。

6. 職員の健康・安全の確保について

職員と職場の安全確保対策を徹底すること。メンタルヘルス対策を実効あるものとする。庁舎の改善・整備を図ること。

【当局】

1. 労働行政体制の拡充について

今後においても業務を適正かつ円滑に推進していくため、非常勤職員も含めた定員の確保・増員等に向け、本省や関係機関への働きかけを行う。併せて、法令・

制度まで踏み込んだ業務簡素・合理化等に積極的に取り組むよう本省に働きかけを行う。

2. 賃金・諸手当について

職員の努力と重責に報い、士気の維持・向上や優秀な人材の確保、負担軽減の観点等から、賃金、諸手当、退職金等の改善について本省や関係機関へ働きかける等して取り組む。

3. 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について

定年延長に伴う給与水準等の処遇や再任用制度について、当事者が健康で意欲的に働き続けられる給与水準や任用制度となるよう本省及び関係機関に働きかける。

4. 両立支援制度等の拡充について

両立支援制度等の整備は、職員が持てる能力を十分に発揮することにより組織として業務を適正に運営するために重要であると考えるので、本省及び関係機関に働きかけを行っていく。

5. 公務員宿舎の確保と改善について

職員が生活基盤を確立し、安心して職務に専念できるようにするため、必要な宿舎の確保、退去時の修繕等に係る負担軽減、使用料の引き下げ等について関係機関への働きかけを行っていく。

6. 職員の健康・安全の確保について

最優先事項の一つとして、職員及び来庁者の安全確保対策要綱等に基づき、職員及び来庁者の安全確保を図る。また、メンタルヘルス対策について、心の健康の確保や休職者等のスムーズな職場復帰等に取り組む。狭隘・老朽化した庁舎の改善に向け、計画的に関係機関に働きかけを行っていく。